

# あま市地域防災計画の修正要旨

## I 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。また、この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置くこととされている（災害対策基本法第16条）。

## II 愛知県の取組みに係る修正事項

### 1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

- ・南海トラフ地震発生時に、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために策定された「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を踏まえ、災害応急対策の編に「南海トラフ地震の発生時における広域受援」に係る項目を新設するとともに、道路施設の応急復旧におけるタイムラインに係る記載を追加するなど、必要な修正を行う。

### 2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

- ・第4章の名称を「災害復旧」から「災害復旧・復興」に変更する。
- ・罹災証明書の交付、市税の減免、住宅・労働に関する相談などの記載を整理・充実し、必要な修正を行う。
- ・被災した中小企業、農林水産業者の早期の事業再開を支援するため、事業資金の融資や関係団体等の支援情報の提供等の記載を整理・充実し、必要な修正を行う。

### 3 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正

- ・国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）に基づき、平成27年8月に愛知県地域強靱化計画が策定（平成28年3月に拡充）されたことに伴い、地域防災計画と愛知県地域強靱化計画との関係について記載するなど、必要な修正を行う。

## III 防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

### 1 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正

- ・市が業務継続計画を策定する際に、少なくとも定めておくべき事項として、電気・水・食料等の確保や非常時優先業務の整理等を記載するなど、必要な修正を行う。

## 2 水防法の改正に伴う修正

- 水防法が一部改正され、洪水、雨水出水及び高潮に係る最大規模を想定した浸水想定区域の指定が規定されたことなどに伴い、必要な修正を行う。

## II\_1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

### 【主な修正箇所】

地震・津波編 第4章第23節、第4章第35節

### 【新旧対照表】

地震・津波編 p 26～28

地震・津波編第4章第23節「道路交通対策計画」(p 311～312)

現行（平成28年3月修正）	改正案
<p><b>第23節 道路交通対策計画</b></p> <p>第3 <u>道路管理者</u>における措置 (追加)</p>	<p><b>第23節 道路交通対策計画</b></p> <p>第3 <u>市</u>における措置</p> <p><u>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p><u>イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u></p> <p><u>なお、津波被害発生時には、くしの歯ルート</u>の道路啓開を他の道路に優先する。</p> <p><u>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</u></p>

地震・津波編第4章35節「応援要請計画」(p 323)

現行（平成28年3月修正）	改正案
<p><b>第35節 応援要請計画</b></p> <p><u>風水害等災害対策計画編第3章第34節「応援要請計画」に定めるところによる。</u></p>	<p><b>第35節 応援要請計画</b></p> <p><b>第1 方針</b></p> <p><u>風水害等災害対策計画編第3章第34節「応援要請計画」に定めるところによるものとするが、南海トラフ地震の発生時における広域受援について、次のとおり定めるものとする。</u></p> <p><b>第2 市における措置</b></p> <p><u>南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</u></p> <p><u>県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実</u></p>

	<p>施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>緊急輸送ルートの確保</u>  <u>被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動</u></p> <p>(2) <u>救助・救急、消火活動</u>  <u>あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動</u></p> <p>(3) <u>災害医療活動</u>  <u>全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</u></p> <p>(4) <u>物資調達</u>  <u>県が市からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動</u></p> <p>(5) <u>燃料供給</u>  <u>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</u></p>
--	---

## II\_2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

### 【主な修正箇所】

風水害等編 第4章第3節

地震・津波編 第5章

### 【新旧対照表】

風水害等編 p53～56 地震・津波編 p28

風水害等編第4章 (p186)

現行 (平成28年3月修正)	改 正 案
<b>第4章 災害復旧計画</b> 地震・津波編第5章 (p324)	<b>第4章 災害復旧・復興計画</b>
現行 (平成28年3月修正)	改 正 案
<b>第5章 災害復旧計画</b> 風水害等編第4章第3節 「民生安定のための緊急措置」 (p189～191)	<b>第5章 災害復旧・復興計画</b>
現行 (平成28年3月修正)	改 正 案
<b>第3節 民生安定のための緊急措置</b>	<b>第3節 民生安定のための緊急措置</b> <u>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資</u>

<p><u>災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、市は災害救助法の適用を申請し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。</u></p> <p><u>被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。</u></p> <p>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p><b>第1 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</b></p>	<p><u>金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※第2章第3節に記載</p> <p>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</p> <p><b>第1 罹災証明書の交付等</b></p> <p><b>1 罹災証明書の交付</b></p> <p><u>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u></p> <p><b>2 被災者台帳の作成</b></p> <p><u>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><b>第2 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</b></p>
---	--

<p>災害を受けた個人や団体に対して融資される資金は、次のとおりである。</p> <p>1 農林漁業災害資金</p> <p><u>災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び日本政策金融公庫法により融資する。</u></p> <p>(1) 天災資金</p> <p><u>暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。</u></p> <p>(2) 株式会社日本政策金融公庫資金</p> <p><u>農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。</u></p> <p>2 中小企業復興資金</p> <p><u>被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。</u></p> <p>3、4 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>災害を受けた個人や団体に対して融資される資金は、次のとおりである。</p> <p>1 農林水産業の再建支援</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p> <p><u>市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</u></p> <p>(2) 金融支援等</p> <p><u>市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</u></p> <p>(3) 施設復旧</p> <p><u>第1節 公共施設災害復旧事業 参照</u></p> <p>2 商工業の再建支援</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p> <p><u>市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</u></p> <p>(2) 金融支援等</p> <p><u>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</u></p> <p>3、4 (略)</p> <p>5 市税等の減免等</p> <p><u>市町村は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。</u></p>
--	--

<p>5 <u>激甚災害特別貸付金</u> 被災労働者に対し、労働金庫手持資金を労働金庫各店を通じて被災労働者に貸し付ける。</p> <p>6 <u>罹災証明書の交付等</u> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p><b>第2 住宅等対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>被災住宅等の復旧相談</u> 市は、被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</p> <p><b>第3 暴力団等への対策</b></p>	<p>6 <u>義援金の受付、支給</u> 各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※第1に記載</p> <p><b>第3 住宅等対策</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>相談窓口の設置</u> 市は、相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法(技術面)、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</p> <p><b>第4 暴力団等への対策</b></p>
--	--

## II\_3 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正

### 【主な修正箇所】

風水害等編 第1章第1節

地震・津波編 第1章第1節

### 【新旧対照表】

風水害等編 p1 地震・津波編 p1

風水害等編第1章第1節 「計画の目的」(p1)

現行(平成28年3月修正)	改 正 案
<p><b>第1節 計画の目的・方針等</b></p> <p><b>第2 計画の性格</b></p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画 (2) この計画を効果的に推進するため、</p>	<p><b>第1節 計画の目的</b></p> <p><b>第2 計画の性格</b></p> <p>1 地域防災計画－風水害等災害対策計画 (削除) ※第1章第2節第1に記載</p>

市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

(追加)

## 2 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 県民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

地震・津波編第1章第1節 「計画の目的」(p193)

現行(平成28年3月修正)	改正案
<p><b>第1節 計画の目的・方針等</b></p> <p>第2 計画の性格及び基本方針</p> <p>3 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第1節 計画の目的</b></p> <p>第2 計画の性格及び基本方針</p> <p>3 (略)</p> <p>4 愛知県地域強靱化計画との関係</p> <p>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</p> <p>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <p>(1) 県民の生命を最大限守る。</p> <p>(2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。</p> <p>(3) 県民の財産及び公共施設、愛知県を</p>

	<p>始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。</p> <p>(4) 迅速な復旧復興を可能とする。</p>
--	--

**Ⅲ\_1 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正**

**【主な修正箇所】**

- 風水害等編 第2章第2節
- 地震・津波編 第2章第18節

**【新旧対照表】**

- 風水害等編 p5～6 地震・津波編 p12～14
- 風水害等編第2章第2節 「防災協働社会の形成推進」(p20～21)

現行 (平成 28 年 3 月修正)	改 正 案
<p><b>第2節 防災協働社会の形成推進</b></p> <p>第2 対策</p> <p>3 業務継続計画の策定</p> <p><u>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第2節 防災協働社会の形成推進</b></p> <p>第2 対策</p> <p>3 公的機関の業務継続性の確保</p> <p><u>市及び防災機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p><u>また、実行性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u></p> <p><u>市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</u></p> <p><u>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員</u> <u>員の参集体制</u></p> <p><u>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の</u> <u>代替庁舎の特定</u></p> <p><u>(3) 電気・水・食料等の確保</u></p> <p><u>(4) 災害時にもつながりやすい多様な通</u> <u>信手段の確保</u></p> <p><u>(5) 重要な行政データのバックアップ</u></p> <p><u>(6) 非常時優先業務の整理</u></p> <p>4 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p><u>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の</u></p>



(追加)	<p>実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>5 人材の育成等</p> <p>市は、防災に携わる高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p> <p>また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</p>
------	---

地震・津波編 第2章第18節 「防災協働社会の形成推進」(p253~254)

現行(平成28年3月修正)	改 正 案
<p><b>第18節 防災業務施設・設備等の整備計画</b></p> <p>第1 防災用拠点施設の整備促進</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第18節 防災業務施設・設備等の整備計画</b></p> <p>第1 防災用拠点施設の整備促進</p> <p><b>第2 公的機関の業務継続性の確保</b></p> <p>1 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</p> <p>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>2 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</p> <p>(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p> <p>(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> <p>(3) 電気・水・食料等の確保</p> <p>(4) 災害時にもつながりやすい多様な通</p>

<p>(追加)</p>	<p>信手段の確保</p> <p><u>(5) 重要な行政データのバックアップ</u></p> <p><u>(6) 非常時優先業務の整理</u></p> <p><b>第3 応急活動のためのマニュアルの作成等</b></p> <p><u>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><b>第4 人材の育成等</b></p> <p><u>市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</u></p> <p><u>このほか、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</u></p>
<p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第8 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p><u>(1) 市災害廃棄物処理計画の策定</u></p> <p><u>市は、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u></p> <p><u>(2) 広域連携、民間連携の促進</u></p> <p><u>市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。</u></p>

	<b>附属資料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書</u></li> <li>○ <u>災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u></li> </ul>
--	---

### Ⅲ\_2 水防法の改正に伴う修正

#### 【主な修正箇所】

風水害等編 第1章第1節、第2章第4節、第2章第20節

#### 【新旧対照表】

風水害等編 p2、p10～11、p13～17

風水害等編第1章第1節 「計画の目的」(p2)

現行（平成28年3月修正）	改 正 案
<b>第1節 計画の目的</b> <b>第4 災害の想定</b> <u>(2)</u> 水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条に基づき指定された浸水想定区域を参考とする。	<b>第1節 計画の目的</b> <b>第4 災害の想定</b> <u>2</u> 水防対策において参考とする浸水想定 台風や集中豪雨等による洪水、 <u>雨水出水や高潮</u> による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条、 <u>第14条の2及び第14条の3</u> に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。

風水害等編第2章第4節 「河川防災対策計画」(p26～27)

現行（平成28年3月修正）	改 正 案
<b>第4節 河川防災対策計画</b> <b>第6 浸水想定区域の指定のあったときの市における措置</b> <u>(1)</u> 市地域防災計画に定める事項 市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。  <u>ア</u> 洪水予報等の伝達方法 <u>イ</u> 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 (追加)	<b>第4節 河川防災対策計画</b> <b>第5 浸水想定区域の指定のあったときの市における措置</b> <u>1</u> 市地域防災計画に定める事項 市防災会議は、浸水想定区域、 <u>雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域</u> （以下「 <u>浸水想定区域</u> 」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。 <u>(1)</u> 洪水予報等の伝達方法 <u>(2)</u> <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u>  <u>(3)</u> <u>災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</u>

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ア) (略)

(ア) (イ)を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) 防災マップ等の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

**第7** 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(略)

1 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

2 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施

3 自衛水防組織の設置 (努力義務)

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

**第8** 大規模工場等の所有者又は管理者における措

(4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

イ (略)

ウ イを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

2 ハザードマップ(防災マップ)の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ))の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

**第6** 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(略)

1 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

2 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施

3 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

**第7** 大規模工場等の所有者又は管理者における措

<p>置 (略)</p> <p>1 計画の策定 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他措置に関する計画の作成</p> <p>2 訓練の実施 大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>3 自衛水防組織の設置 <u>(努力義務)</u> 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p>	<p>置 (略)</p> <p>1 計画の策定 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>2 訓練の実施 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>3 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時又は高潮時</u>の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p>
---	--

風水害等編第2章第20節 「避難対策計画」(p50~54)

現 行 (平成28年3月修正)	改 正 案
<p><b>第20節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1 方針</b></p> <p>災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体を保護を図るため、市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。なお、避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(追加)</p> <p>1 市における措置 <u>(1)</u> マニュアルの作成 (略)</p>	<p><b>第20節 避難対策計画</b></p> <p><b>第1 方針</b></p> <p>災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体を保護を図るため、市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。なお、避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u></p> <p><u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>1</u> マニュアルの作成 (略)</p>

- ア 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
  - (ア) 気象予警報及び気象情報
  - (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- ウ 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること。
- エ 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)を踏まえること
- オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(追加)

- (1) 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
  - ア 気象予警報及び気象情報
  - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- (3) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(内閣府)を参考にすること。
- (4) 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域(水防法に基づく浸水想定区域等)を踏まえること。
- (5) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること。
- (6) 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること。
  - ア 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報(大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。
    - なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。
  - イ 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ

<p>(追加)</p>	<p style="text-align: center;"><u>め具体的に設定すること。</u></p> <p><u>2 浸水想定区域おける措置</u></p> <p><u>浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けた区域において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項に係る情報伝達、予警報の発令・伝達・避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>市地域防災計画で具体的に定める内容については、第2章第4節に定めるところによる。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>第2 緊急避難場所の指定</u></p> <p><u>1 広域避難場所</u></p> <p><u>市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</u></p> <p><u>(1) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。</u></p> <p><u>(2) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。</u></p> <p><u>(3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。</u></p> <p><u>(4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。</u></p> <p><u>(5) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。</u></p> <p><u>(6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮する。</u></p> <p><u>(7) 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横</u></p>

<p>(追加)</p> <p><b>第2</b> 指定避難所の指定</p> <p><b>第3</b> 避難所として適切な施設</p> <p><b>第4</b> 避難所における必要面積の確保</p> <p><b>第5</b> 避難所に備えるべき設備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p><b>第6</b> 避難経路の表示</p> <p>市は、避難所及びその場所を住民に周知徹底させるため、市ホームページ及び広報紙等を活用するとともに、所要の箇所に標示・標札を立てておくものとする。</p> <p><b>第7</b> 避難所の運営体制の整備</p>	<p><u>断して避難することはできるだけ避ける。</u></p> <p><b>2</b> 一時避難場所</p> <p>市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。</p> <p>なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。</p> <p><b>第3</b> 避難路の選定</p> <p>緊急避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>(1) 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>(2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。</p> <p>(3) 避難路は、相互に交差しないものとする。</p> <p>(4) 浸水等の危険のない道路であること。</p> <p><b>第4</b> 指定避難所の指定</p> <p><b>第5</b> 避難所として適切な施設</p> <p><b>第6</b> 避難所における必要面積の確保</p> <p><b>第7</b> 避難所に備えるべき設備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>(削除) ※第3に記載</p> <p><b>第8</b> 避難所の運営体制の整備</p>
---	---



<p>第8 市及び学校、病院等防災上重要な施設の管理者の避難計画</p> <p>第9 情報伝達体制の整備 (追加)</p>	<p>第9 市及び学校、病院等防災上重要な施設の管理者の避難計画</p> <p>第10 情報伝達体制の整備</p> <p>第11 避難に関する意識啓発</p> <p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</u></p> <p>1 緊急避難場所等の広報</p> <p>緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(1) <u>緊急避難場所、避難所の名称</u></p> <p>(2) <u>緊急避難場所、避難所の所在位置</u></p> <p>(3) <u>避難地区分け</u></p> <p>(4) <u>緊急避難場所、避難所への経路</u></p> <p>(5) <u>緊急避難場所、避難所の区分</u></p> <p>(6) <u>その他必要な事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。</u></li> <li>・ <u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。</u></li> </ul> <p>2 避難のための知識の普及</p> <p>市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>平常時における避難のための知識</u></p> <p>(2) <u>避難時における知識</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること。</u></li> <li>・ <u>避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。）。</u></li> <li>・ <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急</u></li> </ul>
---	--

	<p><u>急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと。</u></p> <p><u>(3) 避難場所、避難所滞在中の心得</u></p> <p><u>3 その他</u></p> <p><u>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u></p>
--	--